第三十八条第三項及び第四十条中「第八号及び第十一号」を「第十号及び第十三号」に改める。

第四十二条第一項中「その有する能力及び適性に応じ、」を削る。

第四十三条に次の一項を加える。

3　指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第四十四条に次の一項を加える。

3　指定障害者支援施設の設置者は、第四十七条の規定による指定の辞退をするときは、同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該施設障害福祉サービスを受けていた者であって、当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該施設障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な施設障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害者支援施設等の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第四十五条に次の一項を加える。

3　指定相談支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定相談支援を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定相談支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な相談支援が継続的に提供されるよう、他の指定相談支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第四十六条第一項中「、又は」の下に「休止した」を加え、「廃止し、休止し、若しくは」を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　指定障害福祉サービス事業者又は指定相談支援事業者は、当該指定障害福祉サービス若しくは指定相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第四十七条の次に次の一条を加える。

（都道府県知事等による連絡調整又は援助）

第四十七条の二　都道府県知事又は市町村長は、第四十三条第三項、第四十四条第三項又は第四十五条第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定相談支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定相談支援事業者その他の関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2　厚生労働大臣は、同一の指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者又は指定相談支援事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、第四十三条第三項、第四十四条第三項又は第四十五条第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者若しくは指定相談支援事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第四十八条第一項中「に立ち入り」を「、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り」に改め、同条第三項中「について」を「の設置者について」に改める。

第四十九条第一項から第三項までを次のように改める。

都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一　当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第四十三条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合　当該基準を遵守すること。

二　第四十三条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合　当該基準を遵守すること。

三　第四十三条第三項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

2　都道府県知事は、指定障害者支援施設等の設置者が、次の各号（のぞみの園の設置者にあっては、第三号を除く。以下この項において同じ。）に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害者支援施設等の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一　指定障害者支援施設等の従業者の知識若しくは技能又は人員について第四十四条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合　当該基準を遵守すること。

二　第四十四条第二項の厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に従って適正な施設障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合　当該基準を遵守すること。

三　第四十四条第三項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

3　都道府県知事は、指定相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一　当該指定に係る相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第四十五条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合　当該基準を遵守すること。

二　第四十五条第二項の厚生労働省令で定める指定相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定相談支援の事業の運営をしていない場合　当該基準を遵守すること。

三　第四十五条第三項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

第四十九条第七項中「第四十三条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準、第四十四条第二項の厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準又は第四十五条第二項の厚生労働省令で定める指定相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業、施設障害福祉サービスの事業又は指定相談支援の事業の運営をしていない」を「第一項各号、第二項各号（のぞみの園の設置者にあっては、第三号を除く。）又は第三項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改める。

第五十条第一項第一号中「第十号又は第十一号」を「第十二号又は第十三号」に改める。

第五十一条第二号を次のように改める。

二　第四十六条第二項の規定による事業の廃止の届出があったとき。

第二章第二節に次の一款を加える。

第六款　業務管理体制の整備等

（業務管理体制の整備等）

第五十一条の二　指定事業者等は、第四十二条第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2　指定事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一　次号に掲げる指定事業者等以外の指定事業者等　都道府県知事

二　当該指定に係る事業所若しくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等（のぞみの園の設置者を除く。第四項、次条第二項及び第三項並びに第五十一条の四第五項において同じ。）又はのぞみの園の設置者　厚生労働大臣